東京都板橋区農業委員会

第23期第23回定例総会議事録

令 和 元 年 5 月 2 7 日 於 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

第23期第23回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和元年5月27日(月)午後3時

場 所 下赤塚地域センター第1洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 10名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	田中喜一郎	5		9	山口 賢治
2	田中	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3		7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議事

- 1 協議事項
 - (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料1) 合計 2件
- 2 報告事項
 - (1) 農地転用届出の専決処分報告について 合計 2 件 (内訳) 4 条関係 1 件、5 条関係 1 件
 - (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- 3 その他
 - (1) 茶摘み体験学習の実施結果について (資料4)
 - (2) その他
- 4 次回日程

日 時 令和元年6月25日(火) 午後2時 開会 場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長 田中 喜一郎 会長

署名委員 本橋 政春 委員

染宮 利章 委員

出席係員 宮津 毅 事務局長

岸 幸夫 農政担当係長

福田 紘規書記堺 浩樹書記

事務局長

只今より、第23期第23回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会 長

皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、本橋委員、染宮委員を指名させていただきます。 欠席の届出が榎本委員と小原委員から出ております。

初めに、協議事項(1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請についてです。合計2件ございます。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局長

資料1、1ページをご覧ください。

今回、2件申請が出ておりまして、この総会でお諮りし、問題がなければ、補助金の交付手続きを進めていきます。

1ページからご説明をさせていただきます。申請者の氏名、及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は農地整備事業で、事業内容はフェンスの新設工事です。施行場所は記載のとおりです。この方の区内耕作農地面積は32.86aとなっております。事業の経費が624,900円、申請金額がこのうちの3分の一の208,000円です。2ページをご覧ください。今回施行される場所を示しております。続いて、3ページにフェンスの図面が載っております。次に4ページをご覧ください。農地整備事業として、農業振興または農地保全のための、土留め工や水道施設などの整備にかかる経費ということで申請が出ております。これにつきまして、交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっており、条件に合致しているものと判断しております。

続いて2件目です。5ページをご覧ください。申請者の氏名、及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は農業省力化事業で、事業内容はトラクターの購入です。施行場所は記載のとおりです。この方の区内耕作農地面積は47.33aとなっております。事業の経費が2,000,000円、申請金額がこのうちの3分の一の500,000円です。続いて、6ページに今回施行される場所を示しております。7ページに今回申請のあったトラクターの写真と詳細が載っております。かなり大型のエアコン付のトラクターとなります。次に8ページをご覧ください。農業省力化事業として、耕運機・トラクターなど、大型農機具の購入のための経費ということで申請が出ております。交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっており、条件に合致しているものと判断しております。

以上2件について、支障がなければ補助金を交付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

説明ありがとうございました。

只今、協議事項(1)についてご説明いただきました。これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

吉田委員

前回も指摘させていただいたのですが、区の補助金の予算が210万円で、4月の申請で86万円を使ったと思うのですが、今回の申請で70万8千円ということで、156万8千円を4、5月で使ってしまうので、残りが50万円ちょっととなってしまうということで、例えば、区のほうに増額の補正を提言するというようなことはできないのでしょうか。

事務局長

確かに委員がおっしゃったとおり、このままのペースで申請がありますと、補助金が不足するところであります。補助額の上限が決まっていますので、予算の範囲内でということでお伝えしているところでございますが、そういった形で対応すると、実際に農業者の皆さまは、自分がやりたいときに何とかならないかというご相談があるところですので、我々としても、補正でつけられるよう努力したいと思います。しかし、前年度と前々年度でいただいた予算を使い切れていないという現状もありますので、簡単に予算をつけてもらえるということにはならないと思いますので、これから申請される方がもしいらっしゃるとしたら、その内訳などを精査し、しっかりと資料を作成したうえで、区の財政当局のほうに要望してまいりたいと思いますが、今までの経験からすると、予算がつくにしても3月の最終補正という形になりますので、申請者の方に3月まで待ってもらえるのか、翌年度に延ばすのかということも含めまして、なるべく農業者の皆さまに寄り添って努力してまいりたいと考えております。

会 長

他にご質問等はございますか。

ご質問等ないようですので、次にまいります。

報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料2、9ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、平成31年4月11日から令和元年5月10日までに届出があったもの1件でございます。

専決番号1、土地の所在が大山西町20番6、9、10の3筆でございます。登記簿上の地目がいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積がそれぞれ85、29、634平方メートルです。転用の目的は店舗でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、板橋交通公園の北側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

調査時は工事中でして、工事期間は3月16日から5月30日である旨の掲示がございました。物品販売の店舗が建つ予定です。

事務局長

続きまして、10ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出で平成31年4月11日から令和元年5月10日までに届出があったもので、1件ございます。

専決番号1、土地の所在が赤塚四丁目1096番1、登記簿上の地目が畑、現況も畑です。面積は146平方メートルです。転用の目的は分譲住宅です。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

宮前公園の東側に位置しておりまして、斜面の土地となっております。雑草も繁っておりましたが、果樹の木も数本立っている状況でした。 分譲住宅4棟が11月1日に着工予定でございます。

会 長

ご説明ありがとうございました。

これについてご質問等がございましたら、お願いします。

石 井 委 員

資料の地図はかなり古いものですか。廃校になった小学校が掲載されていたので。

書記

少し古い区の地図をパソコン上にデータとして落としたものを使用 しております。次回から新しいものにさせていただきます。大変失礼い たしました。

会 長

ほかにご質問等はございますか。

ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料3、11ページをご覧ください。

地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。平成31年4月11日から令和元年5月10日までの間に照会があったもので、今回1件ございます。

番号1、土地の所在が徳丸七丁目17番1、2、3の3筆です。地目は畑、面積がそれぞれ456.99平方メートル、904.59平方メートル、602.58平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を4月17日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置はページの下部となります。地図については、ご指摘がありましたので、なるべく早く新しいものにさせていただきます。申し訳ございませんでした。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

元は徳丸七丁目第1農園という区民農園があった場所です。今は介護 付有料老人ホームとなっておりまして、建物の奥が赤塚公園となってい ます。

会 長

ご説明ありがとうございました。

これについて質問等がございましたら、お願いします。

ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。その他(1) 茶摘み体験学習実施結果について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらは農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

それでは資料4、12ページをご覧ください。

令和元年5月7日火曜日、晴天に恵まれまして、徳丸八丁目6番の田上さん所有の茶畑で496名の児童が元気にお茶積みを行いました。摘んだお茶の葉は所沢の製茶園で製茶し、6月上旬に学校を通じてご参加いただいた児童へお渡しする予定です。なお、例年マスコミの取材がありましたが、今年度は令和元年の連休明けということでマスコミ各社も忙しかったようで、取材に来ていただけなかったために、新聞紙面等の掲載は残念ですがございませんでした。

説明は以上でございます。

染 宮 委 員

この事業に区の予算はついていますか。

事務局長

区の予算はある程度ついております。土地をお借りしている方に対する謝礼ですとか、お茶の葉の包装費用などは区から出ております。

染 宮 委 員

小学生からは費用を取っていますか。

事務局長

1人200円の費用をいただいております。その分、できあがったお 茶の葉を児童の皆さまにお渡ししております。

会 長

これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

これで議題は終了いたしましたが、その他、事務局から何かございますか。

農政担当係長

よろしいでしょうか。

会 長

どうぞ。

農政担当係長

前回の総会の際に宿題とさせていただきました、今回の資料1でお示ししております、板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金について、個人の農家以外の助成に関するご質問をいただいた件につきまして、回答させていただきます。

現在の補助事業の対象は、区内に住所があり、区内に5アール以上の農地を本人又は世帯員が耕作する者と規定していまして、個人を想定したつくりになっています。現在の補助事業は210万円と少額の予算でありまして、法人だと事業規模も大きくなると思いますので、法人に関してはこれから策定する「認定農業者制度」の都の補助事業を活用していただくように考えています。現在の補助事業については、予算も少額でございますので、区内農業者の方を対象とすることで進めていきたいと考えております。また、前回の総会でご質問もございましたが、例えば区内農家さんが共同でといった場合には、代表の方にご申請いただければ助成を受けることができるようになっております。説明は以上でございます。

会 長

この件につきまして、ご質問等はございますか。

福島委員

トラクターを共同で購入する際に、代表者が申請するということは、所有者が誰であるかということは問わないということですか。

農政担当係長

区内に住所がある助成対象となる方が代表となっていただければ、特に問題ないと考えています。

福島委員

逆に言うと、何人かでお金を出し合って購入するといった場合、法人 が除外されるということで、買ったトラクターに関しては、3人で購入 する場合でも、代表者の所有物として申請をしてもらうということです か。

農政担当係長

手続き上はそういった形でお願いできればと思っています。

福島委員

買った後に見せたりする必要はないですか。車検証ですとか、権利を 証明するものは提出する必要はないのですか。

農政担当係長

報告は求めますけれども、そういった書類を確認するということは行っておりません。

福島委員

分かりました。

石 井 委 員

東京都の補助金はどういった内容ですか。

農政担当係長

東京都の補助事業につきましては、都市農業活性化支援事業というものになりまして、一事業について一億円までの事業規模のものを対象としているものです。主に認定農業者の方を対象としていまして、板橋区でも認定農業者制度を今年度中に固め、こういった補助事業につなげられたらと考えております。

会 長

ほかに何かご質問等はございますか。

ないようですので、これをもちまして第23回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時25分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

・運営委員会 6月20日 (木) 午後2時

・定例総会 6月25日(火)午後2時